

令和3年11月10日

第565回 海務協議会議題

1. NACCS を使用した持込申告手続きの流れ

説 明 : 安藤 上席監視官

2. 税関手続のオンライン申請利用促進について

説 明 : 安藤 上席監視官

3. 輸出品販売場の免税販売手続き電子化について

説 明 : 安藤 上席監視官

4. たばこの免税範囲、たばこ税等の改正について（経過措置の終了）

説 明 : 安藤 上席監視官

5. 令和3年上半期の全国の税関における関税法違反事件の取締り状況

説 明 : 菅 統括監視官

6. 密輸防止の観点からのお願いについて

説 明 : 安部 特別監視官

7. その他・質疑応答

〈横浜税関 出席者〉

- ・ 監視部特別監視官（第1担当） 安部 特別監視官
- ・ 監視部総括許可部門 菅 統括監視官
- ・ 〃 安藤 上席監視官

議題 1

NACCSを使用した持込申告手続きの流れ

◎ 販売（配達）前の手続き

申請者



税 関



① MSB（添付ファイル登録）業務で送信

データにて
持込申告書を作成

添付：持込申告書

MSC（添付ファイル取得）業務で申告書
取り出し・審査

税関に送信した持込申告書と伝達情報（民間）
（税関からのMSAにて出力／税関が受領した証）
を持参し本船へ

②（現物確認を省略する場合）審査終了の旨送信

持込申告書1部を持参し
税関窓口へ（マニュアル
での受理及び現物確認）

③（現物確認を実施する場合）現物確認実施の旨送信し、
以降、手続をマニュアルへ移行

MSA（情報伝達）業務で
審査状況を伝達

注）Web NACCS利用者は
MSB業務等の利用はできない

NACCSを使用した持込申告手続きの流れ

◎ 販売（配達）後の手続き

申請者



税 関



持込申告の裏面が記載されたものを含め準備
※裏面について、サインを得た場合にはスキャン、記名の場合は当初の申告書（データ）に入力

「確認（受領）済み」旨のメッセージを受けた場合には終了

① MSB（添付ファイル登録）業務で送信

添付：持込申告書（裏面が記載されたものを含めた両面）

MSC（添付ファイル取得）業務で申告書
取り出し・確認

② 確認済み又は再確認等のメッセージを送信

③ 訂正等の指示があった場合は、再度MSB業務で送信

MSA（情報伝達）業務で
審査状況を伝達

NACCSを使用した持込申告手続きの流れ

◎ MSA（情報伝達）業務による、税関から申請者へのメッセージ例文

○ 持込申告書受理時（販売・配達前）

<通常>

- ・ 持込申告を受理しました。受理番号は●●●となります。販売（配達）後、裏面を記載した持込申告書（表面を含む両面）をMSB業務にて送信してください。

<現物確認を実施する場合>

- ・ 持込申告を受理しました。受理番号は●●●となります。なお、本船に行く前及び販売（配達）終了後に現物確認を行いますので、以降窓口での処理に切り替えます。申告書1部持参のうえ、税関に立ち寄ってください。

○ 持込申告書（回収）受領時（販売・配達後）

<通常>

✓ 税関による確認の結果、問題ない場合

- ・ 受理番号●●●の持込申告（回収分）を受領しました。

✓ 税関による確認の結果、訂正等が必要な場合

- ・ 持込申告（回収分）を受領しましたが、裏面の乗組員氏名欄がブランクになっているため、記名のうえ再送願います。改めて本船に行ってサインを得る必要はありません。

<現物確認を実施する場合>

（マニュアル手続きに移行しているため、MSA業務によるメッセージの送信は無し）

NACCSを使用した持込申告手続きの流れ

◎ MSB（添付ファイル登録）業務 入力画面イメージ

◎ MSA（情報伝達）業務 出力帳票イメージ

注）宛先設定が必要な電文形式になります。
帳票の受信がうまくいかない場合には、NACCSセンターにお問い合わせください。

◎ 持込申告書

※データの申告書様式が必要な場合にはメールアドレス：yok-kanshi-kichi@customs.go.jp
宛てに、その旨ご連絡をお願いいたします

NACCSを使えば…



2021/11/10

発行：横浜税関監視部

総括・許可部門

TEL：045-212-6077

- ・ 窓口に行かなくても税関手続きができます。
- ・ 予め許可等を受けていれば、税関に立寄ることなく直接事務所から本船に向かうことができます。



NACCSとは？



輸出入・港湾関連情報処理センター(株)が提供する輸出入貨物の手続や船舶等の入出港手続等処理するシステムです（税関も本システムの一利用者です）。

なお、導入に際しインターネットが既に利用できる環境が整っている場合には、新たに回線・端末を準備する必要はありません。



どんな手続きができるの？



一部対応していない業務もありますが、本船と陸地との交通、船用品の積込み、仮陸揚等、ほとんどの業務が電子的に手続き可能です。

また、とん税納付申告や不開港出入許可といった納税や手数料手続きも電子的に行えます。

※ 電子的手続きを行った場合でも、税関が貨物の確認を必要と判断した際には来所等をお願いすることがあります。

コロナ禍の最中、人との接触機会を減らす手段としても「電子的手続き」は有効です。積極的な導入をご検討ください。

NACCS導入に関して、詳しくは輸出入・港湾関連情報処理センター（株）にお問い合わせください。

NACCS

検索

（参考）オンライン利用率が低い手続きについて

不開港出入許可手続き

- ・不開港出入許可申請（CPC）業務にてNACCS申請が可能（免除申請も可）
- ・マルチペイメント（ATM・ネットバンキング）による手数料の電子納付が可能（リアルタイム口座は対象外）
- ・乗組員・旅客氏名表の提出は入港前統一申請等との連携（流用）が可能
- ・不開港場寄港特許通知書（写）の提出は添付ファイル登録（MSB）業務にて可能

船舶資格変更手続き

- ・船舶資格変更届（KPC01）業務にてNACCS申請が可能（船舶基本情報がシステムに登録されている必要あり）
- ・本業務にて関係資料の提出（添付ファイル登録）が可能
- ・資格証書の発行が可能（本船に届ける等の都合で税関に出力させることも可能）
- ・システム手続きの場合、船舶資格変更届照会（IKP）業務で以前の状況が確認できるため、旧資格証書の提出（返却）は不要

託送品輸出、不用船用品輸入、支払手段等の携帯輸入申告手続き

- ・汎用申請（HYS）業務にてNACCS申請が可能（種別：託送品輸出…K31、不用船用品…K35、支払手段…K36）
- ・税関が申告貨物の検査（不用船用品はこれに加え納税）が必要と判断した場合には、HYS業務の際に入力した電話番号宛てにその旨連絡する
- ・検査（納税）不要の場合には、オンライン手続きのみで完結することになる

交通許可申請（包括）手続き

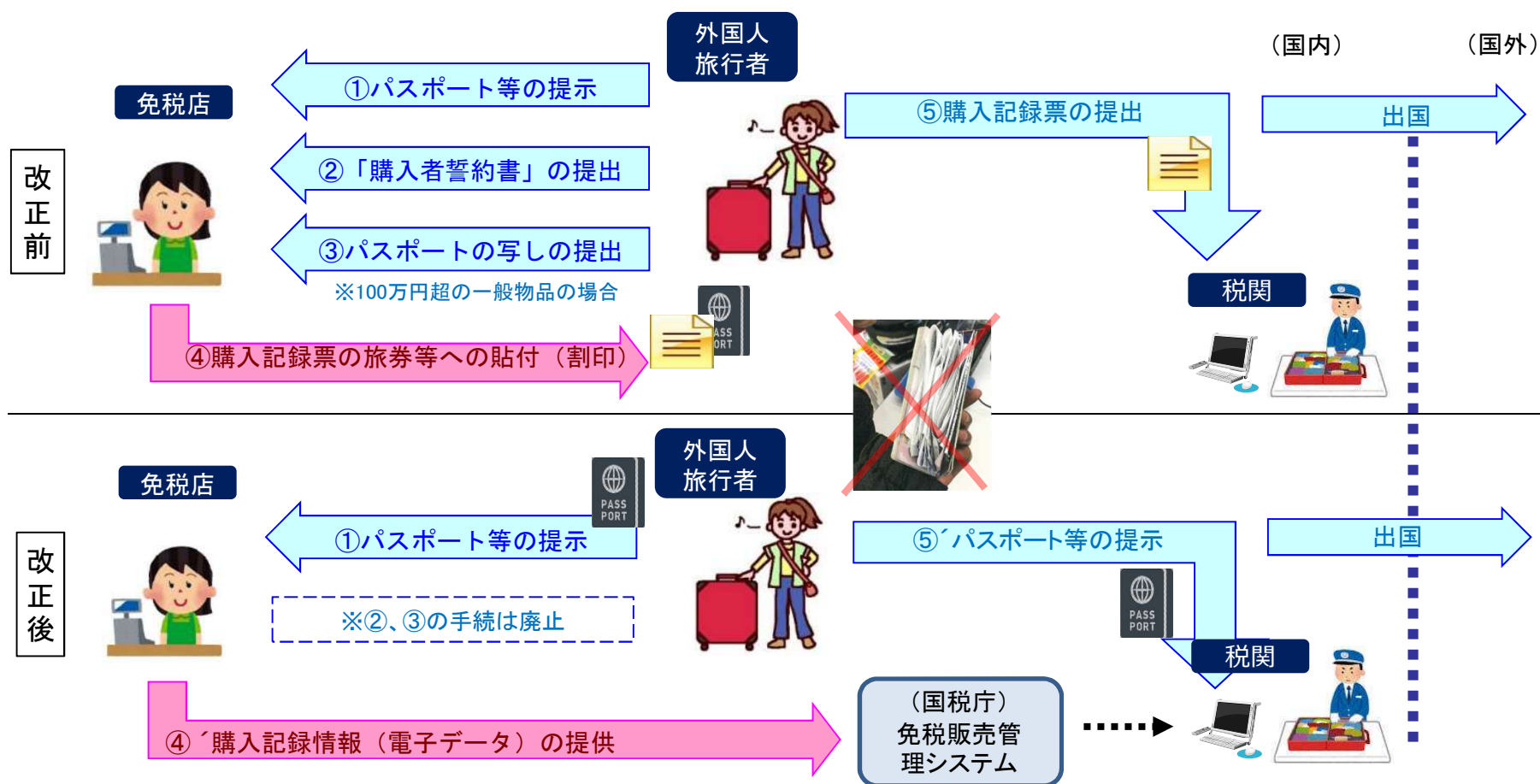
- ・汎用申請（HYS）業務にてNACCS申請が可能（種別：指定地外…K12、船陸…K13）
- ・上記のほか、種別：K75（住民基本台帳による本人確認希望）を利用すれば、包括申請の際に必要な住民票の取得・提出が不要（税関が専用端末にて確認）
- ・その他の必要書類の提出は添付ファイル登録（MSB）業務にて可能
- ・現状、顔写真のみオンライン提出不可

免税店(輸出物品販売場)における免税販売手続の電子化について

外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続の効率化を図る観点から、免税販売手続(購入記録票の作成等)を電子化する。

(注) 令和2年(2020年)4月1日以後に行う免税販売手続について適用する。

ただし、令和3年(2021年)9月30日までは、既存の紙による手続も可能。





2021年9月

財務省税関



入国旅客の皆さまへ

たばこの免税数量が変更されます！

変更後の免税数量**2021年10月1日から**

種類	免税数量
紙巻たばこ	200本
加熱式たばこ	個装等10個
葉巻たばこ	50本
その他のたばこ (パイプたばこ他)	250グラム

・個装等とは、小売用として個装された箱又はパッケージとなります。

【参考】現在の免税数量（2021年9月30日まで）

種類	免税数量
紙巻たばこ	400本
加熱式たばこ	個装等20個
葉巻たばこ	100本
その他のたばこ (パイプたばこ他)	500グラム

◆入国旅客の免税数量の詳細については、税関ホームページをご覧ください。

<http://www.customs.go.jp/kaigairyoko/menzei.htm>

海外旅行者の免税範囲

検索



税関イメージキャラクター
『カスタム君』



議題4 たばこ税等の改正について(2021.10.1以降)

(1) 入国者の携帯品

	税率（千本あたり）	
	旧 （～2021.9.30）	新 （2021.10.1以降）
たばこ税	13,500円	14,500円
たばこ特別税	500円	500円
合計	14,000円	15,000円

… 租税特別措置法 第88条の2第1項

… 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律 第8条第2項

(2) 一般税率

	税率（千本あたり）	
	旧 （～2021.9.30）	新 （2021.10.1以降）
たばこ税	13,424円	14,424円
たばこ特別税	820円	820円
合計	14,224円	15,244円

… たばこ税法 第11条第2項

… 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律 第8条第1項

大麻樹脂等（大麻リキッドを含む）及びMDMAの押収量が増加

－ 令和 3 年上半期の全国の税関における関税法違反事件の取締り状況 －

財務省は、令和 3 年上半期（令和 3 年 1 月から同年 6 月まで）に全国の税関が空港や港湾等において、不正薬物の密輸入その他の関税法違反事件を取り締まった実績をまとめましたのでお知らせします。

1. 不正薬物^{*1}

不正薬物全体の摘発件数は 413 件（前年同期比 20%増）、押収量^{*2,3}は約 619 kg（同 57%減）と、摘発件数は増加し、押収量は減少した。

*1 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。*2 錠剤型薬物を除く。

*3 重量等未確定につき含まれないものがある。以下、個々の押収量についても同様。

● 覚醒剤

- ・摘発件数は 37 件（同 12%減）、押収量は約 512 kg（同 20%増）と、摘発件数は減少し、押収量は増加した。
- ・押収した覚醒剤は、薬物乱用者の通常使用量で約 1,708 万回分、末端価格にして約 307 億円に相当する。

● 大麻

- ・大麻草の摘発件数は 66 件（同 57%増）、押収量は約 13 kg（同 69%増）と、共に増加した。
- ・大麻樹脂等（大麻リキッド等の大麻製品を含む。）の摘発件数は 52 件と前年同期と同数であり、その内、大麻リキッドが 43 件^{*4}と大宗を占めた。
- ・大麻樹脂等の押収量は約 70kg（同約 3.5 倍）と大幅に増加し、上半期で前年の押収量を上回った。

*4 大麻樹脂等の摘発件数の内、関税局・税関において大麻リキッドと判断した物件が含まれるものの件数である。

● 麻薬

- ・コカインの摘発件数は 11 件（同 15%減）、押収量は約 4 kg（同ほぼ全減）と、共に減少した。
- ・MDMAの摘発件数は 37 件（同 5%減）と減少し、押収量は錠剤型が約 8 万 6 千錠（同 36%増）、その他の形状が約 8 kg（同約 6.6 倍）と、共に増加した。

● 指定薬物

- ・指定薬物の摘発件数は 141 件（同 21%増）、押収量は約 8kg（同 95%減）と、摘発件数は増加し、押収量は減少した。

2. 金地金

摘発件数は 2 件（同 94%減）、押収量は約 4 kg（同 97%減）と、共に減少した。

3. 知的財産侵害物品等

著作権を侵害するDVDや商標権を侵害する衣類等の知的財産侵害物品の密輸入事件を 7 件告発した。

ワシントン条約に該当するタイマイ（ウミガメの一種）の甲羅の密輸入事件や、偽造有価証券の密輸入事件を告発した。

[問合せ先]

財務省関税局調査課

代表 03-3581-4111（内線）5389

(資料1) 社会悪物品の摘発実績

種類		年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	(1-6月)	(7-12月)	令和3年 (1-6月)	前年同期比
覚醒剤	件		151	169	425	72	42	30	37	88%
	kg		1,159	1,159	2,587	800	426	374	512	120%
大 麻	件		171	218	242	203	94	109	118	126%
	kg		131	156	82	116	28	88	83	297%
	大麻草	件	115	128	110	86	42	44	66	157%
		kg	117	143	61	49	8	41	13	169%
	大麻樹脂等	件	56	90	132	117	52	65	52	100%
		kg	13	13	21	68	20	47	70	345%
麻薬	件		170	225	209	163	90	73	115	128%
	kg		82	161	656	821	811	9	16	2%
	千錠		2	32	61	90	64	26	87	136%
	ヘロイン	件	6	8	5	2	2	-	-	全減
		kg	70	1	17	0	0	-	-	全減
	コカイン	件	24	58	52	27	13	14	11	85%
		kg	10	153	638	818	809	9	4	0%
	MDMA等	件	48	59	67	74	39	35	37	95%
		kg	0	5	0	2	1	0	8	657%
		千錠	2	32	61	90	64	26	86	136%
	ケタミン	件	18	17	26	18	11	7	17	155%
		kg	0	1	0	0	0	0	1	578%
	その他麻薬	件	74	83	59	42	25	17	50	200%
		kg	1	0	0	0	0	0	2	527%
		千錠	0	1	0	0	0	0	0	19.6倍
向精神薬	件		17	38	6	2	1	1	2	200%
	kg		0	0	-	-	-	-	-	-
	千錠		4	26	0	1	1	0	0	14%
指定薬物	件		275	221	165	293	117	176	141	121%
	kg		8	17	14	168	163	5	8	5%
合計	件		784	871	1,047	733	344	389	413	120%
	kg		1,380	1,493	3,339	1,906	1,428	477	619	43%
	千錠		6	58	61	91	65	27	87	134%
(参考) 使用回数		万回	4,638	4,427	10,957	5,482	4,148	1,334	1,803	43%
銃砲	件		7	8	-	3	3	-	-	全減
	丁		19	10	-	3	3	-	-	全減
	うち拳銃	件	6	7	-	3	3	-	-	全減
		丁	18	9	-	3	3	-	-	全減
拳銃部品	件		3	1	-	-	-	-	1	全増
	点		4	1	-	-	-	-	1	全増

- (注) 1. 令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。
2. 税関が摘発した密輸入事件のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
3. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。
4. 大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。
5. MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。
6. (参考)使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。
(覚醒剤：0.03g、大麻草：0.5g、大麻樹脂：0.1g、ヘロイン：0.01g、コカイン：0.03g、MDMA等及び向精神薬：1錠)
7. 端数処理のため数値が合わないことがある。
8. 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。
9. 令和2年、3年の数値は速報値である。

(資料2) 不正薬物の密輸形態別摘発件数

(件)

形態別	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	(1-6月)	(7-12月)	令和3年 (1-6月)	前年同期比	構成比
航空機旅客による密輸入		214	243	389	70	49	21	8	16%	2%
国際郵便物を利用した密輸入		526	557	520	556	252	304	351	139%	85%
商業貨物を利用した密輸入		36	58	127	107	43	64	54	126%	13%
航空貨物		32	46	121	95	34	61	46	135%	11%
海上貨物		4	12	6	12	9	3	8	89%	2%
船員等による密輸入		8	13	11	—	—	—	—	—	—
合 計		784	871	1,047	733	344	389	413	120%	100%

(注) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

(資料3-1) 覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	(1-6月)	(7-12月)	令和3年 (1-6月)	前年同期比	構成比
航空機旅客による密輸入		99	91	229	23	17	6	1	6%	3%
		190	160	427	54	29	25	0	0%	0%
国際郵便物を利用した密輸入		38	52	85	23	10	13	14	140%	38%
		96	50	188	14	12	2	28	232%	6%
商業貨物を利用した密輸入		11	23	109	26	15	11	22	147%	59%
		398	948	367	733	386	347	484	126%	94%
航空貨物		10	13	107	20	11	9	18	164%	49%
		48	22	325	93	25	68	43	172%	8%
海上貨物		1	10	2	6	4	2	4	100%	11%
		351	926	43	639	361	279	441	122%	86%
船員等による密輸入		3	3	2	—	—	—	—	—	—
		475	0	1,605	—	—	—	—	—	—
合 計		151	169	425	72	42	30	37	88%	100%
		1,159	1,159	2,587	800	426	374	512	120%	100%

(注) 1. 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

2. 端数処理のため数値が合わないことがある。

3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「—」とは全く無い場合を示す。

(資料３－２) 覚醒剤の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年	(1-6月)	(7-12月)	令和３年 (1-6月)	構成比	合計
アジア		75 925	85 1,031	204 283	29 153	25 152	4 1	10 31	27% 62%	403 2,708
タイ		21 27	18 174	87 87	7 120	6 120	1 0	2 9	5% 2%	135 417
マレーシア		14 21	22 63	69 107	4 14	4 14	- -	3 6	8% 1%	112 211
ラオス		- -	3 3	9 36	1 2	1 2	- -	- -	- -	13 41
フィリピン		- -	1 2	10 16	- -	- -	- -	1 0	3% 0%	12 17
台湾		11 7	9 345	6 0	4 1	2 0	2 1	- -	- -	30 353
カンボジア		2 5	7 21	4 10	- -	- -	- -	- -	- -	13 35
韓国		- -	4 8	4 5	- -	- -	- -	- -	- -	8 13
中国（香港・マカオ含む）		20 853	11 404	4 3	4 11	4 11	- -	1 297	3% 58%	40 1,569
中国		10 835	6 157	1 0	1 2	1 2	- -	- -	- -	18 993
香港		10 19	5 247	2 1	3 9	3 9	- -	1 297	3% 58%	21 573
マカオ		- -	- -	1 2	- -	- -	- -	- -	- -	1 2
インド		4 11	3 6	3 6	1 2	1 2	- -	- -	- -	11 26
ベトナム		2 0	4 3	4 4	8 3	7 3	1 0	3 4	8% 1%	21 14
中東		7 12	4 4	24 109	7 19	4 14	3 5	3 9	8% 2%	45 151
トルコ		6 11	2 3	11 15	2 6	1 3	1 3	1 6	3% 1%	22 41
アラブ首長国連邦		1 0	1 1	9 23	2 6	1 6	1 0	1 -	3% -	31 14
イラン		- -	- -	4 70	2 4	1 2	1 2	1 3	3% 1%	7 77
アフリカ		16 72	7 54	19 70	5 259	- -	5 259	1 10	3% 2%	48 465
ナイジェリア		- -	1 15	9 47	- -	- -	- -	- -	- -	10 62
南アフリカ		3 22	2 4	7 14	4 258	- -	4 258	- -	- -	16 299
ウガンダ		5 23	- -	1 6	- -	- -	- -	- -	- -	6 29
ケニア		2 10	1 30	- -	- -	- -	- -	- -	- -	3 39
欧州		22 26	28 18	43 47	10 14	3 13	7 1	6 10	16% 2%	109 115
イギリス		1 2	5 11	14 9	3 8	2 7	1 1	- -	- -	23 29
ドイツ		7 9	7 4	7 12	1 0	- -	1 0	2 10	5% 2%	24 35
フランス		- -	- -	3 4	- -	- -	- -	1 0	3% 0%	4 4
スペイン		2 8	1 3	3 2	- -	- -	- -	- -	- -	6 13
オランダ		9 3	10 0	3 0	2 0	- -	2 0	3 0	8% 0%	27 3
ベルギー		- -	5 0	1 2	1 6	1 6	- -	- -	- -	7 8
北米		19 111	34 43	111 336	12 245	9 245	3 0	12 22	32% 4%	188 757
米国		12 96	26 37	61 126	9 1	6 1	3 0	9 17	24% 3%	117 278
カナダ		7 15	8 5	50 209	3 244	3 244	- -	3 5	8% 1%	71 479
中南米		6 14	9 9	22 138	9 111	1 3	8 108	5 145	14% 28%	51 417
メキシコ		6 14	9 9	22 138	9 111	1 3	8 108	5 145	14% 28%	51 417
オセアニア		1 0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 0
不明		5 0	2 0	2 1,605	- -	- -	- -	- -	- -	9 1,605
合 計		151 1,159	169 1,159	425 2,587	72 800	42 426	30 374	37 512	100% 100%	854 6,217

- (注) 1. 端数処理のため数値が合わないことがある。
2. 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している。
3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料4-1) 大麻の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	(1-6月)	(7-12月)	令和3年 (1-6月)	前年同期比	構成比
航空機旅客による密輸入		57 3	49 92	60 28	21 0	12 0	9 0	1 3	8% 33.1倍	1% 3%
国際郵便物を利用した密輸入		99 10	148 45	167 49	144 77	72 19	72 58	100 36	139% 191%	85% 43%
商業貨物を利用した密輸入		12 118	19 19	11 5	38 40	10 9	28 30	17 45	170% 485%	14% 54%
航空貨物		10 18	19 19	10 5	36 40	9 9	27 30	14 45	156% 484%	12% 54%
海上貨物		2 100	- -	1 0	2 -	1 -	1 -	3 0	300% 全増	3% 0%
船員等による密輸入		3 0	2 0	4 0	- -	- -	- -	- -	- -	- -
合 計		171 131	218 156	242 82	203 116	94 28	109 88	118 83	126% 297%	100% 100%

(注) 1. 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

2. 端数処理のため数値が合わないことがある。

3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料4-2) 大麻草の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	(1-6月)	(7-12月)	令和3年 (1-6月)	構成比	合計
アジア		20 1	20 6	11 0	15 38	1 0	14 38	6 5	9% 42%	72 51
アフリカ		2 100	- -	- -	- -	- -	- -	1 0	2% 0%	3 100
南アフリカ		2 100	- -	- -	- -	- -	- -	1 0	2% 0%	3 100
欧州		31 1	33 3	29 1	21 2	8 2	13 0	23 0	35% 3%	137 8
北米		55 15	70 133	66 61	50 8	33 6	17 2	34 7	52% 54%	275 224
米国		40 10	61 40	50 43	38 2	24 1	14 1	33 7	50% 51%	222 101
カナダ		15 6	9 93	16 18	12 6	9 5	3 2	1 0	2% 3%	53 124
中南米		3 0	2 1	1 0	- -	- -	- -	- -	- -	6 1
中東		- -	2 0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	2 0
オセアニア		- -	1 0	1 0	- -	- -	- -	2 0	3% 0%	4 0
不明		4 0	- -	2 0	- -	- -	- -	- -	- -	6 0
合 計		115 117	128 143	110 61	86 49	42 8	44 41	66 13	100% 100%	505 383

(注) 1. 端数処理のため数値が合わないことがある。

2. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料4-3) 大麻樹脂等の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	(1-6月)	(7-12月)	令和3年 (1-6月)	構成比	合計
アジア		12 11	6 0	13 9	1 0	1 0	- -	2 0	4% 0%	34 20
インド		5 11	1 0	1 9	- -	- -	- -	- -	- -	7 20
アフリカ		1 0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 0
欧州		17 0	17 1	31 2	10 0	6 0	4 0	2 0	4% 0%	77 3
北米		24 2	67 12	87 10	105 68	45 20	60 47	47 70	90% 100%	330 162
米国		21 2	65 12	80 10	98 57	43 20	55 38	45 70	87% 99%	309 151
中南米		- -	- -	1 0	- -	- -	- -	- -	- -	1 0
オセアニア		- -	- -	- -	1 0	- 0	1 0	1 0	2% 0%	2 0
不明		2 0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	2 0
合 計		56 13	90 13	132 21	117 68	52 20	65 47	52 70	100% 100%	447 185

(注) 1. 端数処理のため数値が合わないことがある。

2. 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している。

3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

（資料５－１）金地金の摘発実績

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	(1-6) (7-12)		R3 (1-6)
摘発件数（件）	18	12	119	465	811	1,347	1,086	61	51	33	18	2
押収量（kg）	79	133	449	2,032	2,802	6,277	2,054	319	150	128	21	4

（注） 1. 金地金には、金塊に加えて一部加工された金製品も含む。
2. 令和２年、３年の数値は速報値。

（資料５－２）金地金の密輸形態別摘発実績（R3上半期）

	摘発件数（件）	押収量（kg）
航空機旅客による密輸入	－	－
航空貨物を利用した密輸入	1	4
国際郵便物を利用した密輸入	1	0
合 計	2	4

（注） 1. 航空機旅客には航空機乗組員を含む。航空貨物には、航空での別送品を含む。
2. 数量の表記について、「0」とは500 g 未満の場合を示す。

（資料５－３）金地金の仕出地別摘発実績（R3上半期）

	摘発件数（件）	押収量（kg）
台湾	1	4
韓国	－	－
香港	1	0
中国	－	－
合 計	2	4

◆令和3年上半期の主要事例

1. 不正薬物

(1) 覚醒剤

【事例1】

香港から到着した海上貨物（レーザー加工機）に隠匿された覚醒剤約297kgを摘発した。

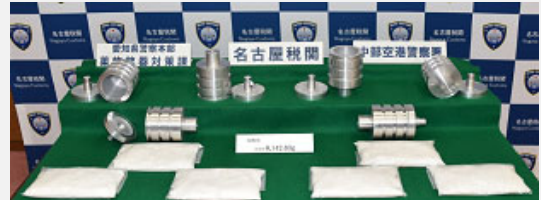
（令和3年4月・横浜税関）



【事例2】

トルコから到着した航空貨物（トランスミッションのパーツ）に隠匿された覚醒剤約6.1kgを摘発した。

（令和3年3月・大阪税関）



【事例3】

アメリカから到着した航空貨物（ミックスナッツ缶）3個に隠匿された覚醒剤約10kgを摘発した。

（令和3年6月・東京税関）



【事例4】

タイから到着した国際郵便物（ヘアワックス容器）に隠匿された覚醒剤8kgを摘発した。

（令和3年1月・東京税関）



(2) 大麻

【事例5】

アメリカから到着した国際郵便物に隠匿された大麻草約3.9kgを摘発した。

（令和3年3月・名古屋税関）



【事例6】

アメリカから到着した航空貨物（オイル缶）に隠匿された大麻リキッド約7.9kgを摘発した。

（令和3年5月・大阪税関）



【事例7】

アメリカから到着した航空貨物（ヘアトリートメント）に隠匿された大麻リキッド約2kgを摘発した。

（令和3年4月・東京税関）



【事例8】

アメリカから到着した国際郵便物に隠匿された大麻リキッド約5gを摘発した。

（令和3年3月・名古屋税関）



(3) 麻薬・指定薬物

[事例 9]

ドイツから到着した国際郵便物 3 個に隠匿された **M DMA 約 1 万 5 千錠** を摘発した。
(令和 3 年 4 月・横浜税関)



[事例 10]

台湾から到着した国際郵便物 2 個に隠匿された **指定薬物約 364 g** を摘発した。
(令和 3 年 3 月・横浜税関)



2. 知的財産侵害物品等

(1) 知的財産侵害物品

[事例 1]

マレーシアから到着した航空貨物により **著作権を侵害する DVD 175 セット (525 枚)** を密輸入しようとした日本人 3 名を関税法違反で告発した。
(令和 3 年 2 月、3 月・東京税関)



[事例 2]

シンガポールから到着した国際郵便物により **著作権を侵害する金具 (チャーム) 252 点** を密輸入しようとした日本人 1 名を関税法違反で告発した。
(令和 3 年 1 月・神戸税関)



(2) ワシントン条約該当物品

[事例 3]

ハイチから到着した国際郵便物により **タイマイ (ウミガメの一種) の甲羅約 6.9 kg** を密輸入しようとした日本人 2 名を関税法違反で告発した。
(令和 3 年 3 月・東京税関)



(3) 偽造有価証券

[事例 4]

中国から航空貨物により **偽造有価証券 1431 枚** を密輸入しようとした中国人 2 名を関税法違反で告発した。
(令和 3 年 6 月・門司税関)

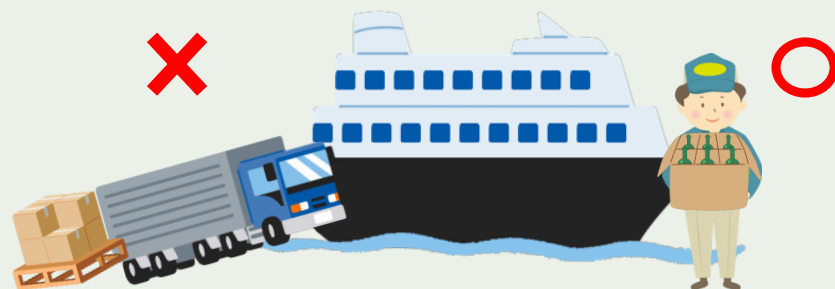


議題 6 _密輸防止の観点からのお願いについて

事項

自動車専用船へのランプウェイ（貨物搬出入口）からの一般乗用車（荷役作業車を除く）の乗下船について

自動車専用船へのランプウェイ（貨物搬出入口）から船用品運搬車両を直接本船に乗り入れた形での船用品等の積卸し



ご理解とご協力をお願いします。

お願い

ランプウェイでは貨物である車両の搬出入が行われており、税関によるパトロール中に輸出入貨物である車両と混同されやすく、また、誤って輸出される懸念もあることから、一般乗用車（荷役作業車を除く）でのランプウェイからの訪船は行わないようお願いします。

なお、怪我人や急病人等の運搬のためなど、やむを得ず本船に運搬車両を乗り入れての乗下船が必要になったときは、大栈橋窓口(045-212-6070)へ電話にてご連絡をお願いします。

ランプウェイでは貨物である車両の搬出入が行われており、税関によるパトロール中に輸出入貨物である車両と混同されやすく、また、誤って輸出される懸念もあることから、船用品を積卸しする際には、運搬車両を直接本船へ乗り入れることなく、船用品の積込みを行って下さい。

なお、やむを得ず本船に運搬車両を乗り入れて船用品等の積卸しを行う必要がある場合には、予め税関へ届出を行い、積卸し作業を実施するようお願いします。

また、予め税関に届出を行っていない場合で、急遽、運搬車両を本船に乗り入れて船用品等の積卸しの作業が必要になったときは、大栈橋窓口(045-212-6070)へ電話にてご連絡をお願いします。